

消費税の適用に関する事項(該当するものに○)

①課税事業者 / (2)免税事業者 / (3)簡易課税事業者

※消費税の区分によって、補助対象経費の算定方法が異なります。

(1)課税事業者 税抜価格を記入

(2)免税事業者 税込価格を記入

(3)簡易課税事業者 税込価格を記入

税抜か税込に○を付けて下さい。

(単位: 円)

経費区分	補助対象経費
1. 機械装置等費	課税事業者は税抜価格を記載してください。(税込)
2. 広報費	200,000 (税抜・税込)
3. 展示会等出展費	(税抜・税込)
4. 旅費	(税抜・税込)
5. 開発費	(税抜・税込)
6. 資料購入費	(税抜・税込)
7. 雑役務費	(税抜・税込)
8. 借料	(税抜・税込)
9. 専門家謝金	(税抜・税込)
10. 専門家旅費	(税抜・税込)
11. 車両購入費	(税抜・税込)
12. 設備処分費	(税抜・税込)
13. 委託費	(税抜・税込)
14. 外注費	600,000 (税抜・税込)
補助対象経費合計 (上記1. ~14. の合計)	800,000 (税抜・税込)
(1) 補助対象経費合計の 3分の2の金額 (円未満は切り捨て)	533,333
(2) 交付決定通知書記載の補助金の額	300,000
(3) 補助金額 (1)または(2)のいずれか低い額)	300,000
(4) 収益納付額 (控除される額)	0
交付を受ける補助金額(精算額) (3) - (4)	300,000

※収益納付がある場合には、補助金の確定額から納付分が減額されて精算されます。